

論文審査報告書（論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨）

シメイ 氏名(生年月日)	金澤 暢義 (1976年5月10日)
学位の種類	博士(学術)
学位記番号	戦博甲第7号
学位授与の日付	2018年9月15日
学位授与の要件	中央大学学位規則第4条第4項
学位論文題目	保険業の健全化規制に関する我が国への影響について —国際保険資本規制導入に伴う保険業法の改正の検討—
論文審査委員	主査 杉浦 宣彦 (中央大学大学院戦略経営研究科教授) 副査 落合 誠一 (元中央大学大学院法務研究科教授) 副査 阿部 道明 (中央大学大学院法務研究科教授) 副査 平泉 貴士 (中央大学法学部教授) 副査 山本 秀男 (中央大学大学院戦略経営研究科教授)

論文内容の要旨

本論文は、我が国の保険業において、国際保険資本規制の導入の影響分析を行い、その分析した結果をもとに保険業法改定の必要性とその方向性について考察を行うものである。また考察の解決策の一つとして、我が国の保険業法の改正を含めた法整備に関する提言を行っている。

本論文の問題意識には国際的な保険資本規制の導入に伴って、国内的な法規制はどうあるべきか、また、保険会社の健全性規制は、現状の規制制度が適切なものであるのか、さらにはわが国の保険資本規制は、国際的にハーモナイゼーションできているかどうか、さらに、具体的にどのような国内法改正(法改正を含む)が必要なのかについて検討すべきではないかということがある。

そこで、まず、本論文では、国際保健資本規制を検討するにあたり、(わが国を含む)保険業のグローバル化と規制の動向について検討し、国際保健資本規制の動きが、1980年代以降現在に続いていくグローバル金融規制の流れとともに動いてきていることを明らかにしている。金融機関のグローバル化を受けて、金融機関の業態毎のグローバル規制は破綻しないための健全性を高めるための規制導入、とりわけ保険業におけるシステムック・シルクを重要視する方向へとつながっている。わが国においても、1990年代後半から2001年までの間に4社の中堅保険会社の不良債権、逆ザヤ問題における経営破綻4があったが、金融機関同士や金融行政のサポート(いわゆる「護送船団」型)を得ることにより、金融システムへの影響は比較的軽微に済んだ経緯があったものの、従来より、様々な源泉によりシステムック・リスクが発生していることは指摘されてきていた。

これに対して、保険業の国際的資本規制は、保険監督者国際機構(IAIS)により3つのタイプの資本規制が策定(①リスクに見合う適切な保険資本ルールの設定(ICS)、②国際的に活動する保険グループ(IAIG)の監督のための枠組み、③システム上重要なグローバルな保険会社(G-S i i s)に適用されるもの)されてきている。これらの保険国際資本規制の導入に関しては、銀行がバーゼル規制等の導入の際に行った銀行法改正を一例として、その法的根拠を準備する必要がある。この国際規制の国内規制化については、その適用時期、対象、規制資本、外部開示、内部モデルの在り方について、

その対応の方向性も金融庁などで検討が進められているところである。

そのうえで、同時並行的に保険規制はさらに高度化してきており、従来の自国の保険会社や保険持ち株会社を規制の対象として、その保険会社や保険契約者等へ影響を与えるマイクロ・プルーデンス規制から、保険業が金融システムやそのグローバル化に伴い、他国へ与える影響、そして、その社会的コストをグループベースアプローチで規制するマクロ・プルーデンス規制へと大きく変化してきている。

このような状況で従来のソルベンシー・マージン規制から新しい国際保健資本規制の導入へ向けて、その法的対応策を考えてみると、①保険業法全体の改正を行うアプローチ、監督指針や政省令等で対応するアプローチ、また、③保険業法の部分的改正を行い、そこで、新しい規制を導入し、新条文のもとに新たな監督指針や政省令を結びつける形が、今後も国際規制が大きく変容する可能性がある中、現段階としては③が最も有効な方法となる。また、細部にわたる監督指針等の変更により、健全性の監督、態勢・ガバナンス面の整備、市場における自律的な行動を促す必要がある。

国際的な保険資本規制は保険業のグローバル化とともに大きく変化してきており、その中で、金融システムの安定化のために各国・地域間の規制の調和や高度化が求められている。わが国においても、保険業法が保険契約者等の保護を中心に行っている現状から、金融システムの安定化を織り込んだ形での保護法益の変化に対応していくべきであると主張する。

なお、本論文は全般的に国際保健資本規制をどのようなプロセスを通じて国内に導入していくかについて、各国の導入方法を調べ、比較研究する比較法アプローチという方式がとられているが、通常は同業や事項に関してその手法が取られるのに対して、円滑な移行をすでに成し遂げている銀行との比較アプローチを行うという、業態を超えた比較アプローチを合わせて用いている点がユニークで、保険業への円滑な導入へ向けてのイメージが理解しやすいという効果を生み出すことに成功している。

本論文の評価

本論文のように金融規制に関して、銀行業・証券業に対する規制を研究対象とする論文等は多くあるものの、わが国の保険業規制に関するものは、その大半がソルベンシー・マージン規制に関する金融数学等と関連するものであり、特に保険業に関する規制目的を保険業法との関連で論じたものは極めて少ない。その背景には、保険業に関連する規制は、全体的に保険契約者等の保護を基本に行っていることとされており、その内容も保険契約者保護のための法規制の部分に大きく割かれている反面、国際保健資本規制の部分は、保険関連法制の中でも条文的にもさしたる部分を占めていないことや、ある意味国際的な決まり事として業界的にも受け取られ、そのインパクトは大変大きな部分があるものの、研究者からもあまり注目されてこなかった部分でもあった。

本論文はこのような、国際保健資本規制の大幅な変更の動きがあるなか、わが国の保険法制上へのどのようなインパクトがあるのかについて、真正面に検討したもので、単なる法律面での解釈論を展開するだけでなく、銀行業界でいわゆる「バーゼル規制」の変遷が銀行業に与えた様々なインパクトを参考にしながら、わが国の保険法制、とりわけ保険業法にもどのような改訂が必要なのかまで検討している、保険法制の研究としてはこれまであまりなかったタイプのもので、実務家にとっても、本論文の内容は参考になる情報と示唆を示してくれるものになっている。

とりわけ、今後、規制内容がリスクの実態に応じたものになっていくことで、「保険規制の精微化」が進むと同時に国際保健資本規制の広がりによる規制の高度化で、保険業法の立法目的と保護法益は、保険契約者等の保護だけでなく、金融システムの安定化であるという指摘は、これまであまりなされて

こなかった指摘であり、論文としての新規性も十分なレベルにあると考えられる。

半面、実務者としての視点の強さから、保険業法改正等の必要性までは説得できているものの、その具体的内容にかかる立法論の部分に関しては、更なる調査と立法技術についての研鑽が必要になってくる部分だといえる。また、この論文における研究をより実務界でも幅広く支持されるためには、資本規制の変化がもたらす各保険会社への数字的なインパクトの大きさの予測などについても検討を進めていくべきだろう。また、国際保健資本規制をめぐる内容は、それぞれの各国や地域の状況の変化を背景に、その国際間交渉過程で現在も刻々と変化してきており、今後もタイムリーな状況把握を通じての研究の継続が望まれる。

以上の観点より、本論文は本研究科の博士課程が求めている学位論文の水準を十分に満たしている点について主査、副査ともに合意に達している旨、報告する。

以上